院及び当該病院の施設の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設である病院以外の病院（以下「一般病院」という。）で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。		
二　この表中第一号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	稼働病床の数	一、〇三三、〇〇〇円
三　この表中第一号及び第二号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。	稼働病床の数	一、〇三三、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
四　五以外の病院	結核病床の許可病床の数	一、六三三、〇〇〇円
	精神病床の許可病床の数	一、五二三、〇〇〇円

院及び当該病院の施設の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設である病院以外の病院（以下「一般病院」という。）で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。		
二　この表中第一号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	稼働病床の数	九三九、〇〇〇円
三　この表中第一号及び第二号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。	稼働病床の数	九三九、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
四　五以外の病院	結核病床の許可病床の数	一、六三三、〇〇〇円
	精神病床の許可病床の数	一、五二三、〇〇〇円